

国民年金保険料額が変わります

4月からの保険料額は
14、100円です。
(平成19年度・月額)

納めかたを選べます。

現金納付

各金融機関・郵便局・社会保険事務所・コンビニエンスストアなどで納付できます。納付書と保険料をお持ちください。

口座振替

自動的に保険料が引き落とされます。お申し込みには納付書につづられている「口座振替納付申出書」と「口座振替依頼書」をお持ちのうえ、各金融機関・郵便局で申し込みください。

電子納付

自宅からインターネットを利用するインターネットバンキングや携帯電話からのモバイルバンキングなどがあります。

口座振替割引制度・前納

制度がお得です！

	1ヶ月	6ヶ月	1年
保険料額	14,100円	84,600円	169,200円
現金での前納		83,910円 (690円割引)	166,200円 (3000円割引)
口座振替での前納	14,050円 (50円割引)	83,640円 (960円割引)	165,650円 (3550円割引)

口座振替での前納(早割)をお申し込みになると、毎月の保険料が当月末に引き落とすとなり、1ヶ月50円が割引になります。さらに、まとめて保険料を納める「前納制度」とセットで、割引額が大幅アップとなります。

毎年申請が必要です！

学生納付特例制度

前年の収入が一定以下の学生の方は申請して承認されると、保険料を後から納めることができる納付特例制度があります。

現在、納付特例をされている方も新たに4月からの申請が必要です。

☆申請に必要なもの
年金手帳・印かん・学生証の写、又は在学証明書
免除や特例があります。

納付に困ったときは、年金係の窓口までご相談ください。

問合せ先

- くらし部 健康課
- 国保年金係 (23) 9 1 3 5
- 山内支所 くらし課
- 国保年金係 (45) 2 9 0 6
- 北方支所 くらし課
- 国保年金係 (36) 6 0 2 0
- 武雄社会保険事務所 (23) 0 1 2 1

はりきゅう助成が始まります！

平成19年4月より、はりきゅう施術に対する助成を開始します。

助成金額

1回につき900円

回数制限

年間40枚(4月から3月まで)

対象年齢

満50歳以上の武雄市民の方

入院する時は「限度額適用認定証」の提示を！

平成19年4月から、保険証と一緒に「限度額適用認定証」を医療機関窓口で提示すれば、入院時の窓口負担が自己負担限度額までとなります。詳しくは市報3月号と一緒に配布されている「国保だより」をご覧ください。

療 院 名	住 所	電話番号
池田鍼灸院	武雄町上西山	22-2457
慈眼治療院	武雄町上西山	22-4633
末藤療院	武雄町新町	22-3397
よしむら治療院	武雄町武雄	22-2268
ミサト鍼灸院	武雄町永島	22-3958
はりマッサージセンター	武雄町本町	22-8064
東島はり灸院	武雄町八並	23-7448
樋渡治療院	朝日町甘久	23-7515
川登治療院	東川登町北永野	23-0798
横田はりきゅう院	武内町馬場	27-2108
光明堂鍼灸院	山内町三間坂	45-4960
一心堂治療院	山内町宮野	45-5303
田中鍼灸院	山内町宮野	45-2544
荒川はり灸院	北方町大崎	36-2976
もゆるはり・あんま・マッサージ	北方町志久	36-5298

※ 助成券は4月より本庁・支所にて交付します。印鑑を持参してください。
※ これまで実施していた武雄市国民健康保険のはりきゅう助成は3月をもって廃止いたします。